

○神奈川県町村情報システム共同事業組合職員の給与に関する条例

(平成23年4月1日)
(条例 第17号)

改正 平成27年2月17日条例第1号

改正 平成28年2月16日条例第1号

改正 平成29年2月24日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項の規定に基づき、職員の給与に関して必要な事項を定めるものとする。

(給与の口座振替)

第2条 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(給与からの控除)

第3条 職員に給与を支給する際、その給与から次に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

- (1) 職員親睦会の定期に徴収する会費
- (2) 職員が定期に支払う団体生命保険料及び団体損害保険料
- (3) 神奈川県市町村職員共済組合の共済貯金及び貸付償還金
- (4) 職員財産形成積立金

(給料)

第4条 給料は、神奈川県町村情報システム共同事業組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成23年神奈川県町村情報システム共同事業組合条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第3条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を含まないものとする。

(給料表)

第5条 給料表は、別表第1のとおりとする。

2 給料表は、すべての職員に適用するものとする。

(職務の級)

第6条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、級別基準職務表（別表第2）に定める。

2 職員の職務の級は、前項に規定する分類基準及び規則で定める級別資格基準その他の基準に従い決定する。

(初任給、昇給等の基準)

第7条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。

3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

9 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

(短時間勤務職員の給料月額)

第8条 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第1項及び第9項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額にその者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給料の支給方法)

第9条 給料の計算期間は、月の初日から末日までとし、その支給定日は、その月の16日（この日が日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たると

きは17日（この日が祝日法による休日に当たるときは14日）、土曜日に当たるときは15日）とする。ただし、支給定日につき規則で別段の定をすることができる。

- 2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第4条に規定する週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（管理職手当）

第10条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき規則で指定する職にある者に対して支給する。

- 2 管理職手当の月額は、前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内で規則で定める額とする。

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 心身に著しい障害がある者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある

子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

4 前3項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則

で定める。

(地域手当)

第13条 地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の11.8を乗じて得た額とする。

3 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(給与の減額)

第14条 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額(給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額をいう。以下同じ。)を減額して給料及び地域手当を支給する。

(住居手当)

第15条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員に支給する。

2 住居手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員に支給する。

2 通勤手当の額は、その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用する

ものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

- 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の規則で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

(時間外勤務手当)

第17条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した時間に対して、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額(給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額をいう。以下同じ。)に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務
 - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務
- 2 短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」とい

う。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した規則で定める時間に対して、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額に100分の25の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、短時間勤務職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

- 4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項の規則で定める時間に限る。）とを合計した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務時間外基礎額、第1項の規定による勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、前項の規定による勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間条例第24条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、その指定された時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、時間外勤務基礎額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から同項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、第3項の規定による勤務にあつては100分の50から同項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「」から同項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「」から100分の100」とする。

（休日勤務手当）

第18条 職員には、正規の勤務日が勤務時間条例第6条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した時間に対して、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても、休日勤務手当は、支給しない。

(管理職員特別勤務手当)

第19条 第10条に規定する管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項の規定する場合のほか、第10条に規定する管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 次に掲げる職員に区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額)

ア 第10条に規定する管理職手当の支給を受ける職員 12,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第20条 第17条及び第18条第2項の規定は、第10条に規定する管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。

(期末手当)

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第23条まで及び附則第3項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第23条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28

条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員等で規則で定めるものについても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、規則で定める日現在。附則第3項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 職務の級が4級以上である者については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第22条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者。
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた

者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者。

第23条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合。
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認める場合。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合。
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合。
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合。

4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事

情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第24条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第3項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員等で規則で定めるものについても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、規則で定める日現在。次項及び附則第3項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の40を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第24条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第22条中「前条第1項」とあるのは「第24条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第24条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」

とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（端数計算）

第25条 第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第17条及び第18条に規定する時間外勤務手当等基礎額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 第14条、第21条第4項及び第5項並びに第24条第2項及び第3項並びに同条第4項において準用する第21条第5項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第26条 第11条、第12条及び第15条の規定は、再任用職員には適用しない。

（管理職手当等の支給方法）

第27条 管理職手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当（次項において「管理職手当等」という。）は、月の初日から末日までを計算期間とし、管理職手当にあっては、当月の分をその月の給料支給定日に、その他の手当にあっては、翌月の給料支給定日に支給する。

2 前項に定めるもののほか、管理職手当等の支給方法に関し必要な事項は、規則で定める。

（休職者の給与）

第28条 職員が公務上の傷病若しくは公務に関連しこれに準ずる取扱いを必要とする管理者が認めた傷病により、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による傷病により法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患により法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職期間が2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60を支給する。

5 法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前4項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 法第55条の2第5項又は神奈川県町村情報システム共同事業組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成23年神奈川県町村情報システム共同事業組合条例第10号）第2条の規定により休職にされた職員には、その休職の期間中、いかなる給与も支給しない。

（委任）

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年4月1日に神奈川県町村会職員より神奈川県町村情報システム共同事業組合の職員になった者の平成23年6月1日を基準日とする期末手当又は勤勉手当の支給に係る第21条第2項又は第24条第1項の規定の適用については、平成23年3月31日までの引き続き神奈川県町村会職員としての在職期間又は勤務成績は、第21条第2項の在職期間又は第24条第1項の勤務成績とみなす。
- 3 当分の間、職務の級が6級以上である職員（再任用職員を除く。）で、その号給がその職務の級における最低の号給でないもの（以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第5項及び第6項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第5項において「給料月額減額基礎額」という。））
 - (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
 - (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき

給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額（第21条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額（第24条第4項において準用する第21条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第6項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第24条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同条第4項において準用する第21条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第6項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第24条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）
- (5) 第28条第1項から第4項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 第28条第1項 前各号に定める額
 - イ 第28条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ウ 第28条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当

該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

- 4 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第14条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから第17条第1項の規定に基づき規則で定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから第17条の規定に基づき規則で定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 6 附則第3項の規定が適用される間、第24条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（給料月額に関する特例）

- 7 当分の間、職務の級が6級以上である職員（再任用職員を除く。）の給料月額は、第5条から第8条まで及び附則第3項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、その額に次の表に掲げる職務の級に応じそれぞれ同表の割合欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。

(1) 給料の調整額

(2) 退職手当

職務の級	割合
6 級	100 分の 0.35
7 級	100 分の 0.55

附 則（平成24年2月17日条例第1号）

（施行期日）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 16 日条例第 1 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の神奈川県町村情報システム共同事業組合の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第 24 条第 2 項の規定は平成 26 年 12 月 1 日から、改正後の給与条例の別表第 1 の規定は同年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（給与の内払）

- 2 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の神奈川県町村情報システム共同事業組合の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（給料の切替に伴う経過措置）

- 3 平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた適用前給料月額に達しないこととなるものには、平成 31 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほかその差額に相当する額を給料として支給する

附 則（平成 28 年 2 月 16 日条例第 1 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第 13 条第 2 項及び別表第 1 の規定は平成 27 年 4 月 1 日から、改正後の給与条例第 24 条第 2 項の規定は同年 12 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条及び第 3 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（給与の内払）

- 2 改正後の給与条例及び改正後の一部改正条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の職員の給与に関する条例及び第 3 条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例及び改正後の一部改正条例の規定による給与の内払とみなす。

（一時差止処分に関する経過措置）

- 3 第 2 条の規定の施行の日前にされた期末手当の支給を一時差し止める処分に係る取消しの申立てについては、同条の規定による改正後の職員

の給与に関する条例第 15 条の 3 第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 2 月 24 日条例第 4 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第 13 条第 2 項及び別表第 1 の規定は平成 28 年 4 月 1 日から、改正後の給与条例第 24 条第 2 項の規定は同年 12 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条及び第 3 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（給与の内払）

- 2 改正後の給与条例及び改正後の一部改正条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の職員の給与に関する条例及び第 3 条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例及び改正後の一部改正条例の規定による給与の内払とみなす。

（扶養手当に関する特例）

- 3 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条の規定による改正後の神奈川県町村情報システム共同事業組合職員の給与に関する条例（以下「第 2 条改正後条例」という。）第 11 条第 3 項及び第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定の適用については、第 11 条第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円、前項第 2 項に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 8,000 円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち 1 人については 10,000 円）、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち 1 人については 9,000 円）」と、第 12 条第 1 項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項中「(2)扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号該当する扶養親族が満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31

日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」と、第11条第3項中「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

別表第1（第5条、第7条関係）

給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 級	給料月額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再任 用 職員	1	円 141,600	円 191,700	円 227,900	円 261,100	円 287,100	円 317,700	円 361,800
	2	円 142,700	円 193,500	円 229,500	円 263,000	円 289,300	円 319,900	円 364,400

以外 の 職員	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500

30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,900
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,600
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	441,300
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,500	442,100
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	401,200	442,700
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	401,900	443,500
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	402,600	444,300
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	403,100	444,900
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	403,700	445,500

58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	404,300	446,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	404,900	447,000
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	405,500	447,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	406,000	448,400
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	406,700	449,100
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	407,300	449,800
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	407,800	450,500
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	408,100	451,300
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	408,700	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	409,400	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	409,900	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	410,400	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	411,100	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	411,800	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	412,500	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	412,900	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,300	413,600	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	388,000	414,300	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	388,500	415,000	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,800	415,500	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	389,500	416,200	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	390,200	416,900	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	390,900	417,600	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	391,400	418,100	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	392,100	418,800	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	392,800	419,500	
84	241,500	291,000	338,000	376,500	393,400	420,200	
85	242,100	291,300	338,300	377,000	393,900	420,700	

86	242,800	291,600	338,700	377,600	394,500	421,400
87	243,500	291,900	339,200	378,200	395,100	422,100
88	244,200	292,300	339,600	378,800	395,700	422,800
89	244,900	292,600	339,900	379,400	396,400	423,300
90	245,400	293,000	340,300	380,000	397,000	424,000
91	245,800	293,300	340,800	380,600	397,600	424,700
92	246,300	293,700	341,200	381,200	398,200	425,400
93	246,600	293,800	341,400	381,900	398,900	425,900
94		294,000	341,800	382,500	399,500	
95		294,400	342,300	383,100	400,100	
96		294,800	342,700	383,700	400,700	
97		295,000	342,800	384,400	401,400	
98		295,300	343,300	385,000	402,000	
99		295,700	343,700	385,600	402,600	
100		296,100	344,000	386,200	403,200	
101		296,300	344,300	386,900	403,900	
102		296,600	344,700	387,500		
103		297,000	345,100	388,100		
104		297,300	345,500	388,700		
105		297,500	346,000	389,400		
106		297,800	346,400			
107		298,200	346,800			
108		298,500	347,200			
109		298,700	347,700			
110		299,100	348,100			
111		299,500	348,400			
112		299,800	348,700			
113		299,900	349,200			

	114		300,200					
	115		300,500					
	116		300,900					
	117		301,100					
	118		301,300					
	119		301,600					
	120		301,900					
	121		302,300					
	122		302,500					
	123		302,800					
	124		303,100					
	125		303,400					
再任 用 職員		186,900	234,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

別表第 2（第 4 条関係）

級別基準職務表

職務の級	職務の内容
1 級	主事又は技師の職務
2 級	主任主事の職務又はこれに相当する職務
3 級	主査の職務又はこれに相当する職務
4 級	副主幹の職務又はこれに相当する職務
5 級	主幹の職務又はこれに相当する職務
6 級	次長の職務又はこれに相当する職務
7 級	事務局長の職務又はこれに相当する職務